第34回 通常総会資料

2023年5月19日(金) 午後1時30分

おおさかATCグリーンエコプラザ

一般社団法人 建築設備技術者協会近畿支部

-般社団法人 建築設備技術者協会近畿支部

第34回 通常総会

次 第

- 1. 開会の辞
- 2. 支部長挨拶
- 3. 議長選出
- 4. 議 事

第1号議案 2022年度 事業報告承認の件

第2号議案 2022年度 収支決算承認の件

(監査報告)

第3号議案 2023年度 事業計画案審議の件

第4号議案 2023年度 収支予算案審議の件

第5号議案 役員選任の件

第6号議案 支部規定変更の件

- 5. 報告事項
- 6. 閉 会 の 辞

2022年度 事業報告 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日

<u>I.事業報告</u>

_____ 1. 講演会・講習会・見学会等

1)講演会

開催年月日	場所	内容	参 加 者
2022. 5.20	WEB開催	総会記念講演会 「2025年日本国際博覧会の現状について」 講師 高見 明伸 2025年日本国際博覧会協会	71名

2)講習会

開催年月日	場所	内容	受 講 者
		「電気設備に関する実務教育講座」	
2022. 10.25	おおさかATCグリー ンエコプラザ	講師 亀山 一久 栗原工業㈱	185名
2022. 10.25	・WEB併用開催	桝井 貴廣 ㈱総合設備コンサルタント	1002/1
		吉田 裕一 住友電設㈱	
		「空気調和設備に関する実務教育講座」	
	おおさかATCグリー	講師 浅川 卓也 ㈱日建設計	
2022. 10.26	ンエコプラザ	上田 文彦 三機工業㈱	214名
	•WEB併用開催	長坂 恒次 新菱冷熱工業㈱	
		門脇 宏和 新日本空調(株)	
		「給排水衛生設備に関する実務教育講座」	
2022, 10.27	おおさかATCグリー ンエコプラザ	講師 仲尾 佳祐 須賀工業㈱	194名
2022. 10.27	・WEB併用開催	壷阪 由朗 ㈱西原衛生工業所	1344
		天羽 隆行 佛三晃空調	

3) 見学会

開催年月日	見 学 場 所	参 加 者
2022. 12.2	「栗原工業ビル」	12名
2022. 12.14	「大和ハウスグループ みらい価値共創センター」	40名

4)技術サロン

_	7 40 41114 7			
	開催年月日	場所	内容	参 加 者
	2022. 6.21	パナソニック株式会社 ライフソリューションズ社	技術サロン「健康・快適なオフィスを目指して」	16名

5)「建築設備士の日」行事

開催年月日	場所	内 容	参 加 者
2022.11.11	おおさかATCグリー ンエコプラザ ・WEB併用開催	「建築設備士の日」記念講演 建築分野におけるカーボンニュートラル 脱炭素社会の実現を目指して 1.基調講演「カーボンニュートラル時代の建築設備設計」 講師 赤司 泰義 東京大学 2.「阪急阪神ホールディングス不動産事業の環境への取組み」 講師 小松 克祥 阪急阪神ホールディングス(株) 3.カーボンニュートラル賞 近畿支部 「栗原工業ビルにおける環境負荷低減の取組み」 講師 松倉 想馬 (株)竹中工務店 4.カーボンニュートラル賞 近畿支部奨励賞 「高島市役所ZEB事業」 講師 小林 陽一 (株)安井建築設計事務所 5.「AGCのカーボンニュートラルへの取り組みと建築物における省エネ対策」 講師 松井 徹 AGC(株) 6.「住宅用サッシの採用動向と今後の期待」 講師 小野 義彦 (株)エクセルシャノン	754名

6)交流会

開催年月日	場所	内容	参 加 者
2023. 1.4	シェラトン都ホテル大阪	在阪建築15団体合同新年交礼会	約500名

Ⅱ. 事務報告

1. 通常総会並びに関連行事

1) 通常総会

開催年月日	場所	主 要 議 題
2022. 5.20	WEB開催	1. 2021年度 事業報告承認の件 2. 2021年度 収支決算承認の件(監査報告) 3. 2022年度 事業計画案審議の件 4. 2022年度 収支予算案審議の件 5.役員選任の件 (以上各議案承認)

2. 支部理事会

開催年月日	場所	主 要 議 題
第1回 2022.4.15	WEB開催	 本部理事会報告の件 支部総会資料の件 各委員会報告の件
第2回 2022.5.20	WEB開催	 本部理事会報告の件 支部総会資料の件 各委員会報告の件
第3回 2022.8.24	WEB開催	1. 本部理事会報告の件 2. 各委員会報告の件
第4回 2022.11.17	WEB開催	1. 本部理事会報告の件 2. 各委員会報告の件
第5回 2023.1.10	WEB開催	1. 支部理事・支部顧問・支部参与・代議員の各自紹介 2. 本部理事会報告の件 3. 各委員会報告の件

3. 委員会・分科会 (開催多数のため詳細等は省略)

- 1)総務·財務委員会
- 2)シンポジウム見学企画委員会
- 3) 実務教育委員会
- 4)建築設備士の日実行委員会
- 5) 設備女子会
- 6)カーボンニュートラル賞選考委員会

Ⅲ. 役員等に関する報告

1. 理事・監事

支部長 小倉 良友

副支部長 篠島 隆司 古賀 修

理 事 飯田 啓一郎 石田 正之 大西 宏典 岡田 暢明

岡田 靖彦亀山 一久城戸 拡宣木滑 浩介杉浦 聡清野 章曽我部 峰幸谷口 勝則堤 美智子壷坂 由朗野田 充孝坂東 功一

福家 敏文 藤枝 祐人 友野 啓司 三宅 宏

茂木 麻美子 和気 光則

監事 井手 洋一 弓崎 幸治

2. 代議員

 岩井 良真
 上田 真也
 表上 友美
 川田 英彦

 杉田 英人
 高山 眞
 村前 功
 芳村 恵司

3. 顧問

藤本 健

第2号議案

2022年度 会計報告 貸借対照表

2023年3月31日現在

			(単位:円)
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
I 流動資産 現金 普通預金 三井住友銀行 梅田支店 1707320 三菱UFJ銀行 大正橋支店 0171711	0 331,078 1,362,656	I 流動負債 前受金	42,000
流動資産計	<u>1,693,734</u>	流動負債計	42,000
Ⅱ固定資産 (1)特定資産 事業運営基金預金 特定資産合計	5,000,000 <u>5,000,000</u>		
(2)その他固定資産 敷金 什器備品 建物付属設備 電話加入権 その他固定資産合計	0 0 0 0 0	正味財産 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額) 正味財産合計	6,651,734 5,000,000 <u>6,651,734</u>
固定資産合計	5,000,000	点体エエッシニロトトトト 立入ラ「	C COO 724
資産の部合計	6,693,734	負債及び正味財産合計	6,693,734

収支計算書 (2022年4月1日~2023年3月31日)

1)収入の部				(単位:円)
	勘定科目		2022年度	
	中科目	予算案	決算額	差額
	T17日) 昇米	1八异帜	左帜
1.事業活動収入	 			
	株字次 亲 和 自 向	0	0	
特定資産運用収入	特定資産利息収入	-	-	A 010 040
本部交付金収入	+	2,322,400	2,108,460	△ 213,940
	本部交付金収入	920,000	920,000	0
	賛助会費交付金収入	225,000	315,000	90,000
	支部事業補助金収入	430,000	135,165	△ 294,835
	総合講習支部開催補助金収入	0	0	
	支部事務所推進補助金収入	597,400	588,800	△ 8,600
0.00	「建築設備士の日」記念事業交付金収入	150,000	149,495	△ 505
会費収入	賛助金等	0	0	0
事業収入		3,561,000	5,272,000	1,711,000
	研修講習会収入	3,561,000	5,272,000	1,711,000
	出版販売等収入	0	0	0
雑収入		0	61	61
	受取利息収入	0	61	61
	雑収入	0	0	
事業活動収入計(A)		5,883,400	7,380,521	1,497,121
2) 支出の部			<u>-</u>	
	勘定科目		2022年度	
2.事業活動支出				
事業費支出	•	3,922,000	4,659,139	737,139
	研修講習会費支出	3,725,000	4,564,653	839,653
	出版物販売費支出	0	0	,000
	支所交付金支出	0	0	0
	調査研究費支出	0	0	0
	調査研究等受託費支出	0	0	
	広報費支出	50,000	25,300	<u>△ 24,700</u>
	旅費交通費支出	70,000	1,512	△ 68,488
	通信運搬費支出	56,000	49,281	\triangle 68,488 \triangle 6,719
	印刷製本費支出	56,000	49,281	△ 0,719
	図書・消耗品費支出			2 500
	図書· 消耗品質文出 支払手数料支出	7,000 14,000	10,500 7,893	3,500
		,	· · · · · ·	△ 6,107
答 理弗士山	雑支出	2 023 000	1 629 407	A 904 503
管理費支出	公 本士山	2,023,000	1,638,407	△ 384,593
	総会費支出	60,000	5 000	△ 60,000
	会議費支出	100,000	5,900	△ 94,100
	役務費支出 2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.	1,800,000	1,602,857	△ 197,143
	旅費交通費支出	30,000	648	△ 29,352
	通信運搬費支出	24,000	21,120	△ 2,880
	印刷製本費支出	0	0	0
	図書・消耗品費支出	3,000	4,500	1,500
	支払手数料支出	6,000	3,382	△ 2,618
F. William Co.	雑支出	0	0	0
事業活動支出計(B)		5,945,000	6,297,546	352,546
事業活動収支差額C(A-B)		△ 61,600	1,082,975	1,144,575
Ⅱ 投資活動収支の部				
1.投資活動収入				
特定資産取崩収入(D)	事業運営基金資産取崩収入	4,410,000	4,410,000	C
2.投資活動支出				
特定資産取得支出(E)	事業運営基金資産取得支出	4,410,000	5,000,000	590,000
投資活動収支差額F(D-E)		0	△ 590,000	△ 590,000
Ⅲ予備費支出(G)		0	0	C
当期収支差額H(C+F-G)		△ 61,600	492,975	554,575
	†	1,158,759	1,158,759	001,010
前期繰越収支差額(I)	· ·	±1±0	T, TO	•

財 産 目 録

2023年3月31日現在

	(単位:円) 金 額
摘要	金額
資産の部	
I 流動資産	
現 金	0
普通預金 三井住友銀行梅田支店 1707320	331,078
三菱UFJ銀行大正橋支店 0171711	1,362,656
——————————————————————————————————————	1,002,000
次金√次立□	1 (00 704
流動資産計	1,693,734
Ⅱ 固定資産	
事業運営基金預金	5,000,000
固定資産計	5,000,000
四人又,王川	
資産の部合計	6,693,734
負債の部	0,000,001
I 流動負債	
並巫 人	49.000
前受金	42,000
流動負債計	42,000
V. 1977	
Ⅲ 固定負債	
<u> </u>	
□ <i>☆ A.</i> は ⇒!	0
固定負債計	0
for the - 1-0 A	
負債の部合計	42,000
差引正味資産	6,651,734

第2号議案

会計監査報告書

会計に関する帳簿、計算書類等関係書類を監査の結果、適正なものと認めます。

2023年4月14日

監事 弓崎 幸浩 卸

監事 井手 洋一 即

2023年度 事業計画案

自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日

I. 基本 方針

当支部は、会員の協力にもとづき、建築設備技術者の資質及び社会的地位向上を図るため、講習会、講演会、技術サロンなどの支部事業を行う。

また、会員相互の技術情報の交換および親睦ならびに建築設備に関する関係学会、協会その他建築関係諸団体との連携を図り、実りある運営を行う。

Ⅱ. 具体的活動内容

- 1. 建築設備士の地位向上のための活動
- 2. 建築設備士の日支部行事の開催
- 3. 建築設備に関する実務教育講座の開催
- 4. 講演会・技術サロン・見学会・交流会などの開催
- 5. カーボンニュートラル賞の開催
- 6.調査研究、講習用テキストの充実化と活用
- 7. 在阪建築15団体への参画・協力
- 8. 本部・各支部企画事業への参画・協力

2023年度 収支予算(案)

2023年 4月 1日から2024年 3月31日まで

				(単位:円
大科目	中科目	本年度予算	前年度予算	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
特定資産運用収入	特定資産利息収入			
本部交付金収入		2,190,000	2,322,400	
	本部交付金収入	920,000	920,000	
	賛助会費交付金収入	300,000	225,000	
	支部事業補助金収入	250,000	430,000	
	支部事務所推進補助金収入	570,000	597,400	
	「建築設備士の日」記念事業交付金収入	150,000	150,000	
	その他本部からの収入	0	0	
会費収入	賛助金等	0	0	
事業収入	只约亚马	4,020,000	3,561,000	
事未收八	研修講習会収入	4,020,000	3,561,000	
	出版販売等収入	4,020,000	0,501,000	
<i>₩</i> .	山欣败允寺収入		-	
雑収入	空 時到自由 7	0	0	
	受取利息収入	0	0	
事要注到申□□□ /・\	雑収入	0	0	
事業活動収入計 (A)		6,210,000	5,883,400	
2. 事業活動支出			0.000.000	
事業費支出		4,450,000	3,922,000	
	研修講習会費支出	4,250,000	3,725,000	
	出版物販売費支出	0	0	
	調査研究費支出	0	0	
	調査研究等受託費支出	0	0	
	広報費支出	50,000	50,000	
	旅費交通費支出	35,000	70,000	
	通信運搬費支出	60,000	56,000	
	印刷製本費支出	0	0	
	図書·消耗品費支出	40,000	7,000	
	支払手数料支出	15,000	14,000	
	雑支出	0	0	
管理費支出	作久山	1,760,000	2,023,000	
日任貝入田	総会費支出	50,000	60,000	
	会議費支出	30,000	100,000	
	公職員×山 役務費支出	/		
		1,620,000	1,800,000	
	旅費交通費支出	15,000	30,000	
	通信運搬費支出	30,000	24,000	
	印刷製本費支出	0	0	
	図書・消耗品費支出	10,000	3,000	
	支払手数料支出	5,000	6,000	
-to all the second of the seco	雑支出	0	0	
事業活動支出計 (B)		6,210,000	5,945,000	
事業活動収支差額 C (A-I	3)	0	△ 61,600	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入(D)	事業運営基金資産取崩収入	5,000,000	4,410,000	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出(E)	事業運営基金資産取得支出	5,000,000	4,410,000	
投資活動収支差額 F (D-E		0	0	
IV 予備費支出 (G)		0	0	
当期収支差額 H(C+F-G)	0	△ 61,600	
前期繰越収支差額(I)	<i>'</i>	1,651,734	1,158,759	
次期繰越収支差額 J (H+I		1,651,734	1,097,159	
○ 人別保险収入左領 J (□+1)	/	1,001,734	1,097,109	

第5号議案

役 員 選 任 の 件

支部規定 第7条,第8条,第9条の規定により支部役員を選任する。

支部理事/支部監事	氏名	会員種別	所属
支部理事辞任	茂木 麻美子	1種正会員	㈱大林組
支部理事辞任	岡田 暢明	1種正会員	三機工業㈱
支部理事辞任	谷口 勝則	1種正会員	㈱昭和設計
支部理事辞任	清野 章	1種正会員	新日本空調(株)
支部理事辞任	野田 充孝	1種正会員	住友電設㈱
支部理事辞任	曽我部 峰幸	1種正会員	㈱三晃空調
支部理事辞任	福家 敏文	1種正会員	㈱朝日工業社
支部理事辞任	古賀 修	1種正会員	関西電力㈱
支部監事辞任	井手 洋一	1種正会員	いで建築士事務所
支部監事辞任	弓崎 幸治	1種正会員	元㈱東畑建築事務所
新任支部理事候補	吉田 裕一	1種正会員	住友電設㈱
新任支部理事候補	上田 文彦	1種正会員	三機工業㈱
新任支部理事候補	工藤 正則	1種正会員	㈱大林組
新任支部理事候補	表上 友美	1種正会員	新日本空調㈱
新任支部理事候補	島田 竜之	1種正会員	㈱昭和設計
新任支部理事候補	天羽 隆行	1種正会員	㈱三晃空調
		_	
新任支部監事候補	福家 敏文	1種正会員	㈱朝日工業社
新任支部監事候補	古賀 修	1種正会員	関西電力㈱

総会承認後の理事・監事名簿

支部理事/支部監事	氏名	会員種別	所属
支部理事	天羽 隆行	1種正会員	㈱三晃空調
支部理事	飯田 啓一郎	1種正会員	三建設備工業㈱
支部理事	石田 正之	1種正会員	㈱東畑建築事務所
支部理事	上田 文彦	1種正会員	三機工業㈱
支部理事	大西 宏典	2種正会員	Daigasエナジー(株)
支部理事	岡田 靖彦	1種正会員	㈱きんでん
支部理事	小倉 良友	1種正会員	㈱日建設計
支部理事	表上 友美	1種正会員	新日本空調㈱
支部理事	亀山 一久	1種正会員	栗原工業㈱
支部理事	城戸 拡宣	1種正会員	須賀工業㈱
支部理事	木滑 浩介	1種正会員	㈱大気社
支部理事	工藤 正則	1種正会員	㈱大林組
支部理事	篠島 隆司	1種正会員	㈱竹中工務店
支部理事	島田 竜之	1種正会員	㈱昭和設計
支部理事	杉浦 聡	1種正会員	ダイダン(株)
支部理事	堤 美智子	2種正会員	高砂熱学工業㈱
支部理事	壺阪 由朗	1種正会員	㈱西原衛生工業所
支部理事	友野啓司	1種正会員	㈱総合設備コンサルタント
支部理事	坂東 功一	1種正会員	㈱安井建築設計事務所
支部理事	藤枝 祐人	1種正会員	新菱冷熱工業㈱
支部理事	三宅 宏	1種正会員	高砂熱学工業㈱
支部理事	吉田 裕一	1種正会員	住友電設㈱
支部理事	和気 光則	1種正会員	㈱技研エンジニアリングネットワーク
支部監事	古賀 修	1種正会員	関西電力㈱
支部監事	福家 敏文	1種正会員	㈱朝日工業社

支部規定変更の件

	現 行 規 定		改定案	説明
	一般社団法人建築設備技術者協会近畿支部規定		一般社団法人建築設備技術者協会近畿支部規定	
	平成 7年5月23日 制定		平成 7年5月23日 制定	
	平成17年5月24日 一部変更		平成17年5月24日 一部変更	
	平成19年5月29日 一部変更		平成19年5月29日 一部変更	
	平成22年5月21日 一部変更		平成22年5月21日 一部変更	
	平成25年5月20日 改定		平成25年5月20日 改定	
	平成25年4月 1日 施行		平成25年4月 1日 施行	
	令和2年5月22日 改定		令和2年5月22日 改定	
			<u>◆和5年5月19日 改定</u>	施行日の記載道
(総 則)		(総 則)		
第 1 条	この規定は、一般社団法人建築設備技術者協会(以下本協会という)定款第3条第2項及	第 1 条	この規定は、一般社団法人建築設備技術者協会(以下本協会という)定款第3条第2項及	
	び同定款細則第5条並びに同支部運営規定第13条に基づき、近畿支部(以下支部		び同定款細則第5条並びに同支部運営規定第13条に基づき、近畿支部(以下支部	
	という)の運営について定める。		という)の運営について定める。	
(事務所)		(事務所)		
再 2 条	支部の事務所は、大阪市に置く。	第2条	支部の事務所は、大阪市に置く。	
(対象区域		(対象区域	ė)	
6 ° ×	支部の対象区域は、滋賀県、大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、兵庫県とする。	ж э ж	支部の対象区域は、滋賀県、大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、兵庫県とする。	
事業・活	m(h)	(事業・活	£∰h)	
	~… 支部は、本協会の行う事業の分担をすると共に、本会の目的にそった支部独自の活動		支部は、本協会の行う事業の分担をすると共に、本会の目的にそった支部独自の活動	
17	を行う。	<i>x,</i> . <i>x</i>	を行う。	
	21170		21170	
(支部会員		(支部会員	å)	
	支部会員は、本協会の会員であって、第3条の対象区域内に在住または在職するもの		・ 支部会員は、本協会の会員であって、第3条の対象区域内に在住または在職するもの	
	とする。		とする。	
	2 会員の所在地または在職地のどちらかが支部の対象区域以外の場合は、支部に		2 会員の所在地または在職地のどちらかが支部の対象区域以外の場合は、支部に	
	所属するか他支部に所属するかの選択は、会員本人の希望による。		所属するか他支部に所属するかの選択は、会員本人の希望による。	
支所の設	置等)	(支所の設	支置等)	
第6条	大阪府以外の区域には、支部活動を円滑に行うために、必要に応じて支部総会の	第6条	大阪府以外の区域には、支部活動を円滑に行うために、必要に応じて支部総会の	
	決議を経て、支所を設けることができる。		決議を経て、支所を設けることができる。	
	2 支所を設置する場合は、協会理事会の承認を得る。		2 支所を設置する場合は、協会理事会の承認を得る。	
	3 支所には支所長を置き、支所長は支部理事中より支部長が指名する。		3 支所には支所長を置き、支所長は支部理事中より支部長が指名する。	
	4 支所長は支部長の委任を受けた会務の一部を負担する。		4 支所長は支部長の委任を受けた会務の一部を負担する。	
/ +e (D. =		(支部役員		
支部役員		(MAIN DOS)	•	
弗 / 宋	支部には次の役員を置く。	弗/宋	支部には次の役員を置く。	
	支部長 1名		支部長 1名	
	副支部長 2名 支部理事 20名以上30名以内(支部長、副支部長を含む)		副支部長 1から2名 支部理事 15名以上30名以内(支部長、副支部長を含む)	定数の変更 定数の変更
	文前理事 20名以上30名以内(文前技、副文前技を含む) 支部監事 2名		文部理事 <u>10</u> 名以上30名以内(文部技、副文部技を含む) 支部監事 <u>1から2名</u>	定数の変更
	支部顧問 若干名		支部顧問 若干名	ENVER
	支部参与 若干名		支部参与 若干名	
	ARY THE		XHP / TITE	
(支部役員	1の選任)			
			員の選任)	
	支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部		支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部	
	正会員」という)の候補者の中から選任する。		支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の候補者の中から選任する。	
	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部理事の4分の1以内は、支部正会員中からの公募によることができる。		支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の候補者の中から選任する。 名 支部長は、支部理事中より本協会会長分消名する。	公募の削除
	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部理事の4分の1以内は、支部正会員中からの公募によることができる。 公募は事前に公告し、応募者の地域・経歴などを支部理事会で審議し、候補者に		支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。	公募の削除
	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部理事の 4分の 1以内は、支部正会員中からの公募によることができる。 公募は事前に公告し、応募者の地域・経歴などを支部理事会で審議し、候補者に加えることができる。		支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 4 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。	公募の削除
	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部理事の4分の1以内は、支部正会員中からの公募によることができる。 公募は事前に公告し、応募者の地域・経歴などを支部理事会で審議し、候補者に加えることができる。 3 支部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。		支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の技術者の中から選任する。 名 支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部提事会の承認を得て愛嘯する。 4 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て愛嘯する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て愛嘯する。	
	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支節理事の4分の1以内は、支節正会員中からの公募によることができる。 公募は事間ご会し、反募者の地域、経歴などを支節理事会で審議し、候補者に加えることができる。 3 支部長は、支節理事中より本協会会長が指名する。 4 副支部長は、支節理事中より、支部長が指名する。		支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 4 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 6 支部要を与な部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 6 支部要を「被馬を除く」に事故等があると世は、支部理事金の承認を得て、	第10条4項を移
	正会員」という)の被補者の中から選任する。 2 支部理事の4分の1以内は、支部正会員中からの公募によることができる。 公募は事前に会もし、応募者の地域・経歴などを支部理事会で審議し、検補者に加えることができる。 3 支部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 4 製部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 5 支部顧問は支部長が推議し、支部理事会の承認を得て受嘱する。		支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の技術者の中から選任する。 名 支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部提事会の承認を得て愛嘯する。 4 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て愛嘯する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て愛嘯する。	
	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支節理事の4分の1以内は、支節正会員中からの公募によることができる。 公募は事間ご会し、反募者の地域、経歴などを支節理事会で審議し、候補者に加えることができる。 3 支部長は、支節理事中より本協会会長が指名する。 4 副支部長は、支節理事中より、支部長が指名する。		支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 4 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 6 支部要を与な部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 6 支部要を「被馬を除く」に事故等があると世は、支部理事金の承認を得て、	第10条4項を移
	正会員」という)の被補者の中から選任する。 2 支部理事の4分の1以内は、支部正会員中からの公募によることができる。 公募は事前に会もし、応募者の地域・経歴などを支部理事会で審議し、検補者に加えることができる。 3 支部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 4 製部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 5 支部顧問は支部長が推議し、支部理事会の承認を得て受嘱する。		支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 4 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 6 支部要を与な部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 6 支部要を「被馬を除く」に事故等があると世は、支部理事金の承認を得て、	第10条4項を移
第 8 条	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部理事の4分の1以内は、支部正会員中からの公募によることができる。 公募は事前に会もし、応募者の地域・経歴などを支部理事会で審議し、候補者に加えることができる。 3 支部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 4 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 5 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。		支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の接補者の中から選任する。 2 支部長は、支部理事中より本協会会長分消名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部長分消名する。 4 支部部間は支部長が推進し、支部理事会の承認を得て受職する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 6 支部郷事(支部長本版く)に基施等があると登は、支部理事金の承認を得て、 後任理事に交代することができる。	第10条4項を移
第 8 条 支部役員員	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部理事の4分の1以内は、支部正会員中からの公募によることができる。 公募は事前に会もし、応募者の地域・経歴などを支部理事会で審議し、候補者に加えることができる。 3 支部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 4 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 5 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。	第 8 条	支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の接補者の中から選任する。 2 支部長は、支部理事中より本協会会長分消名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部長分消名する。 4 支部部間は支部長が推進し、支部理事会の承認を得て受職する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 6 支部郷事(支部長本版く)に基施等があると登は、支部理事金の承認を得て、 後任理事に交代することができる。	第10条4項を移
苇 8 条 郵役 長員	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部理事の 4分の 1 以内は、支部正会員中からの公募によることができる。 公募は事間に会もし、反募者の地域、経歴などを支部理事会で審議し、候補者に加えることができる。 3 支無急は、支部理事中とり本協会会長が指名する。 4 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 5 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 の任期)	第 8 条	支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の技術者の中から選任する。 2 支部長は、支部理事中より、対協会会長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部理事会の承認を得て受職する。 4 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 6 支部理事(支部長を除く)に基故参があるときは、支部理事会の承認を得て、 後任理事に支代することができる。	第10条4項を移 推薦の削除
第 8 条	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支節理事の4分の1以内は、支節正会員中からの公募によることができる。 公募は事前に公告し、反募者の地域、経歴などを支節理事会で審議し、候補者に加えることができる。 3 支部長は、支節理事中より本協会会長が指名する。 4 副京都長は、支節理事本より、支部長が指名する。 5 支部顧問は支節長が推薦し、支節理事金の承認を得て委嘱する。 6 支部参与は支節長が推薦し、支節理事金の承認を得て委嘱する。 の任期) 支部役員の任期は2年とする。 再選を放けないが1類を重測とする。	第 8 条	支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 京部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部要から承認を得「受職する。 4 支部網門は交部長が推薦し、支部理事会の承認を得「受職する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得「受職する。 6 支部要与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得「受職する。 6 支部要与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得「受職する。 6 支部要も(支部長子能く)に事故等があるときは、支部理事会の承認を得て、 後任理事に支代することができる。	第10条4項を移 推薦の削除
第 8 条 支部役員員	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部理事の 4分の1以内は、支部正会員中からの公募によることができる。 公募は事前に公告し、応募者の地域・経歴などを支胎理事会で書議し、候補者に加えることができる。 3 支部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 4 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 5 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 の任期) 支部役員の任期は2年とする。 再選を助げないが1類を買削とする。 2 支部役員は、任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を	第 8 条	支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の技術者の中から選任する。 2 支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部場合外部名する。 4 支部開門は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 9 支部理事(支部長本版く)に基施等があるときは、支部理事金の承認を得て委嘱する。 9 支部理事(支部長本版く)に基施等があるときは、支部理事金の承認を得て、 後任理事に支代することができる。	第10条4項を移 推薦の削除
苇 8 条 郵役 長員	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部理事の4分の1以内は、支部正会員中からの公募によることができる。 公募は事間に会し、反募者の地域、経歴などを支部理事会で審議し、候補者に加えることができる。 3 支部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 4 副支部長は、支部理事本より、支部長が指名する。 5 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事金の承認を得て委嘱する。 6 支部参与は支部長が推薦し、支部理事金の承認を得て委嘱する。 の任期) 支部役員の任期は2年とする。 三選を助げないが1期を展覧とする。 2 支部役員に任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なう。	第 8 条	支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 京部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部要から承認を得「受職する。 4 支部網門は交部長が推薦し、支部理事会の承認を得「受職する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得「受職する。 6 支部要与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得「受職する。 6 支部要与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得「受職する。 6 支部要も(支部長子能く)に事故等があるときは、支部理事会の承認を得て、 後任理事に支代することができる。	第10条4項を移 推薦の削除
苇 8 条 郵役 長員	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部理事の4分の1以内は、支部正会員中からの公募によることができる。 公募は事前に公告し、反募者の地域、経歴などを支部理事会で審議し、候補者に加えることができる。 3 支部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 4 副京都長は、支部理事中より、支部長が指名する。 5 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 O任期) 支部役員の任期は2年とする。 再選を放けないが1類を展覧とする。 2 支部役員の任期は2年とする。 表現を放けないが1類を展覧とする。 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任	第 8 条	支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の接補者の中から選任する。 2 支部長は、支部理事中より本協会会長分消名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部理事会の承認を得て受職する。 4 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 6 支部理事(支部長本版へ)に基施等があるときは、支部理事会の承認を得て、 後任理事に安代することができる。 2 支部役員の任期は2年とする。 2 支部役員の任期は2年とする。 2 支部役員は、任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を 行なう。 3 補欠または地員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任	第10条4項を移 推薦の削除
第 8 条 支部役員 条	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部理事の 4分の 1 以内は、支部正会員中からの公募によることができる。 公募は事前に公告し、応募者の地域・経歴などを支部理事会で書議し、候補者に加えることができる。 3 支部長は、支部理事中より、本部会会長が指名する。 4 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 5 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て要嘱する。 6 支部今日文部長が推薦し、支部理事会の承認を得て要嘱する。 の任期) 支部役員の任期は2年とする。 再選を助げないが1類を買削とする。 1 支部役員は、任期満了においても、後任者が試任するまでは、その職務を行なう。 3 補欠または増賃により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。	第 8 条 (支部役員第 9 条	支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の核補者の中から選任する。 2 支部長は、支部理事中より、支部場合外指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部の長が指名する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 6 支部規章(支部長本版く)に基施等があると参は、支部理事会の承認を得て、 後任理事に交代することができる。 2 支部役員の任期は2年とする。 2 支部役員の任期は2年とする。 2 支部役員は、任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行るう。 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。	第10条4項を移 推薦の削除
第 8 条	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部理事の4分の1以内は、支部正会員中からの公募によることができる。公募は事間に会し、反募者の地域、経歴などを支部理事会で審議し、候補者に加えることができる。 3 支無急は、支部理事中より本協会会長が指名する。 4 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 6 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 O任期) 支部役員の任期は2年とする。 再選を始げないが1類を展開とする。 2 支部役員は、任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なう。 3 補欠または増貴により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。	第 8 条 (支部役員第 9 条 (支部役員	支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 京部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部理事会の系認を得「受職する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得「受職する。 6 支部要与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得「受職する。 6 支部要与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得「受職する。 6 支部要与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得「受職する。 2 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 2 支部役員の任期は2年とする。 2 支部役員は、任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なう。 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 4 の職務)	第10条4項を移 推薦の削除
有 	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部理事の4分の1以内は、支部正会員中からの公募によることができる。 公募は事間に会し、反募者の地域、経歴などを支部理事会で審議し、候補者に加えることができる。 3 支部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 4 副支部長は、支部理事本より、支部長が指名する。 5 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 の任期) 支部役員の任期は2年とする。 再選を助げないが1別を直動とする。 2 支部役員の任期は2年とする。 3 補欠または増貴により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 の職務) 交部長は、支部を代表して業務を統括する。	第 8 条 (支部役員第 9 条 (支部役員	支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の接補者の中から選任する。 2 支部長は、支部理事中より本協会会長分消名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部理事会の承認を得て受職する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 6 支部場合で支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 9 支部理事で支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 9 支部理事で支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受職する。 2 支部投員の任期は2年とする。 2 支部投員は、任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なう。 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 4の職務) 支部長は、支部を代表して業務を統括する。	第10条4項を移 推薦の削除
第 8 条	正会員」という)の候補名の中から遺任する。 2 支部理事の 4分の、以内は、支部正会員中からの公募によることができる。 公募は事前に公告し、応募者の地域、経歴などを支部理事会で書議し、候補者に加えることができる。 3 支煎長は、支部理事中より、革命委員が指名する。 4 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 6 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て要嘱する。 6 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て要嘱する。 の任期) 支部役員の任期は2年とする。 再選を設けないが1類を開動とする。 7年間、任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なる。 3 補欠または増貴により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 の職務 支部長は、支部を代表して業務を統括する。 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故等があるときは、支部長があらか	第 8 条 (支部役員第 9 条 (支部役員	支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の技術者の中から選任する。 2 支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部理事会の承認を得て受壊する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受壊する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受壊する。 5 支部要与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て受壊する。 5 支部要をは支部長を強し、支部理事会の承認を得て受壊する。 2 支部投資の任期は、大変を関係を受けることができる。 4の任期) 支部投資は、任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行るう。 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 4の職務) 支部長は、支部を代表して業務を統括する。 2 副支部長は、支部長があらか	第10条4項を移 推薦の削除
第 8 条 支部9 条 員員	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部理事の4分の1以内は、支部正会員中からの公募によることができる。公募は事間に会し、反募者の地域、経歴などを支部理事会で審議し、候補者に加えることができる。 3 支部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 4 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 6 支部競争は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 の任期) 支部役員の任期は2年とする。 選査を対けないが1期を原則とする。 2 支部役員は、任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なう。 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 の職務) 支部長は、支部を代表して業務を統括する。 2 副支部長は、支部長は存して、支部長に事故等があるときは、支部長があらかしの職務) 支部長は、支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故等があるときは、支部長があらかした関係によって、その職務を代行する。	第 8 条 (支部役員第 9 条 (支部役員	支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 京部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部最らが指名する。 5 支部参与は支部長が推進し、支部理事会の承認を得て受職する。 5 支部参与は支部長が推進し、支部理事会の承認を得て受職する。 6 支部要与は支部長が推進し、支部理事会の承認を得て受職する。 6 支部要与は支部長が推進し、支部理事会の承認を得て受職する。 7 支部委員に支部長では、支部といるととは、支部理事会の承認を得て、 後任理事に支代することができる。 2 支部役員は、任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を 行なう。 3 補欠または増長により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任 期間とする。 2 政部を代表して業務を統括する。 2 副支部長は、支部を代表して業務を統括する。 2 副支部長は、支部長代表して業務を統括する。 2 副支部長は、支部長代表して、支部長に事故等があるときは、支部長があらか じの指名した順序によって、その職務をそ代する。	第10条4項を移 推薦の削除
第 8 条 支部9 条 員員	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部理事の 4分の 1 以内は、支部正会員中からの公募によることができる。 公募は事前に公告し、応募者の地域、経歴などを支胎理事会で書議し、候補者に加えることができる。 3 支部長は、支部理事中より、本部会会長が指名する。 4 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 5 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 の任期) 支部役員の任期は2年とする。 再選を助げないが1類を重動とする。 7 年間、任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なる。 3 補欠または増賃により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 の職務) 支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故等があるときは、支部長があらかしめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 東部最は、支部長と補佐し、支部長に事故等があるときは、支部長があらかしめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 支部理事長は、支部長を補佐し、支部長に事故等があるときは、支部長があらかしめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 支部理事長は、支部理事を組織し、日常の支部を務を処理する。	第 8 条 (支部役員第 9 条 (支部役員	支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の接補者の中から選任する。 2 支部長は、支部理事中より、支部場合外指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部理事会の承認を得て委嘱する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 5 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部場合で支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 7 支部規章で支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 9 支部規章で支部長されて表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	第10条4項を移 推薦の削除
第 8 条 支部9 条 員員	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部理事の 4分の 1以内は、支部正会員中からの公募によることができる。公募は事間に会し、反募者の地域、経歴などを支部理事会で審議し、候補者に加えることができる。3 支無急は、支部理事中より、支部長が指名する。 4 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 5 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 の任期) 支部役員の任期は2年とする。 再選を始げないが1類を展覧とする。 2 支部役員は、任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なう。 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 の職務) 支部長は、支部と手続後により、支部長に事故等があるときは、支部長があらかしめ相名した順序によって、その職務を代行する。 3 支部理事長は、支部長を補佐し、支部長に事故等があるときは、支部長があらかしめ相名した順序によって、その職務を代行する。 3 支部理事長は、支部とを補佐し、支部長に事故等があるときは、支部長があらかしめ相名した順序によって、その職務を代行する。 3 支部理事長は、支部とを補佐し、支部長に事故等があるときは、支部理事会と組織し、日常の支部会務を処理する。 4 支部理事を経くに事故等があるときには、当該理事の方部理事会に	第 8 条 (支部役員第 9 条 (支部役員	支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 京部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部理事会の系認を得一受職する。 5 支部参与は支部長が推進し、支部理事会の承認を得一受職する。 6 支部参与は支部長が推進し、支部理事会の承認を得一受職する。 6 支部参与は支部長が推進し、支部理事会の承認を得一受職する。 2 支部参与は支部長が推進し、支部理事会の承認を得一受職する。 2 支部役員は、任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なう。 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 4 成職務) 支部長は、支部を代表して業務を統括する。 2 両式部長は、支部長で制度して、支部長に、支部長があらか じめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 支部理事長は、支部理事会を組織し、日常の支部会務を処理する。 4 支部理事長は、支部理事会を組織し、日常の支部会務を処理する。 4 支部理事長は、支部理事会を組織し、日常の支部会務を処理する。	第10条4項を移 推薦の削除
第 8 条	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部理事の4分の1以内は、支部正会員中からの公募によることができる。公募は事間に会し、反募者の地域、経歴などを支部理事会で書譲し、候補者に加えることができる。3 支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 4 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 5 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 の任期) 支部役員の任期は2年とする。 <u>悪運を妨げないが1類を展覧とする。</u> 2 支部役員の任期は2年とする。 第週を妨げないが1類を展覧とする。 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 の機務) 支部長は、支部長を持たし、支部長に事故等があるときは、支部長があらかじめ指名とまた。 3 支部理事長は、支部理事を結婚し、支部長に事故等があるときは、支部長があらかじめ指名とは、支部長を持たし、支部長に当り立ている。 3 支部理事長に、支部理事を結婚し、日常の支部会務を処理する。 4 支部理事(を結長を除く)に事故等があるときには、当該理事が支部理事会に後任理事を担慮し、支部理事会を組織し、日常の支部会務を処理する。 4 支部理事(を記長を除く)に事故等があるときには、当該理事が支部理事会に後任理を連集し、支部理事会の承認を得て、文部理事を後任理事に交代する。	第 8 条 (支部役員第 9 条 (支部役員	支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部理事会の承認を得て要嘱する。 5 支部参与は支部長が推進し、支部理事会の承認を得て要嘱する。 6 支部要もは支部長が推進し、支部理事会の承認を得て要嘱する。 9 支部理事(支部長本権)に事故等があるときは、支部理事会の矛間を得て、 後任選事に安代することができる。 2 支部役員の任期は2年とする。 2 支部役員の任期は2年とする。 2 支部役員の任期は2年とする。 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 4 政務) 支部長は、支部を代表して業務を統括する。 2 副支部長は、支部長を補依し、支部長に事故等があるときは、支部長があらか じの指名した順序によって、その職務を代行する。 3 支部理事長は、支部長を補依し、支部長に事故等があるときは、支部長があらか じの指名した順序によって、その職務を代行する。 3 支部理事長は、支部理事会を組織し、日常の支部会務を処理する。 4 支部監事は、支部の業務及び会計を監査する。 5 支部部間に対応する。	第10条4項を移 推薦の削除
第 8 条	正会員」という)の候補者の中から遺任する。 2 支部理事の 4分の、以内は、支部正会員中からの公募によることができる。 公募は事前に公告し、応募者の地域、経歴などを支部理事会で書議し、候補者に加えることができる。 3 支部長は、支部理事中より、本部長が指名する。 4 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 6 支部号は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部号は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部号は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部号は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 「任期) 支部役員の任期は2年とする。 再選を設けないが1期を開ビ上する。 2 支部役員は、任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なう。 3 補欠または増貴により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 「の職務」 支部長は、支部と代表して業務を統括する。 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故等があるときは、支部長があらかしの指名した順序によって、その職務を代行する。 3 支部理事を接し、支部服長を除く)に事故等があるときには、当該理事が支部理事会に後任理事を推慮し、支部理事会の承認を得て、支部理事を後任理事に交代することができる。	第 8 条 (支部役員第 9 条 (支部役員	支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 京部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部理事会の系認を得一受職する。 5 支部参与は支部長が推進し、支部理事会の承認を得一受職する。 6 支部参与は支部長が推進し、支部理事会の承認を得一受職する。 6 支部参与は支部長が推進し、支部理事会の承認を得一受職する。 2 支部参与は支部長が推進し、支部理事会の承認を得一受職する。 2 支部役員は、任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なう。 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 4 成職務) 支部長は、支部を代表して業務を統括する。 2 両式部長は、支部長で制度して、支部長に、支部長があらか じめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 支部理事長は、支部理事会を組織し、日常の支部会務を処理する。 4 支部理事長は、支部理事会を組織し、日常の支部会務を処理する。 4 支部理事長は、支部理事会を組織し、日常の支部会務を処理する。	第10条4項を移 推薦の削除
第 8 条 支部9 条 員員	正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部理事の 4分の1以内は、支部正会員中からの公募によることができる。公募は事間に会し、反募者の地域、経歴などを支部理事会で審議し、候補者に加えることができる。3 支無急は、支部理事中より、支部長が指名する。 4 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 5 支部顧問は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部参与は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 O任期 支部役員の任期は2年とする。 悪選を始げないが1類を展開とする。 2 支部役員は、任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なう。 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 D職務) 支部長は、支部を代表して業務を統括する。 2 副支部長は、支部長を結成し、支部長に事故等があるときは、支部長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 支部理事長は、支部理事を組織し、日常の支部会務を処理する。 4 支部理事長は、支部理事会の承認を得て、支部理事を後任理事に交代することができる。 5 支部置は、支部の業務及び会計を監査する。	第 8 条 (支部役員第 9 条 (支部役員	支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部理事会の承認を得て要嘱する。 5 支部参与は支部長が推進し、支部理事会の承認を得て要嘱する。 6 支部要もは支部長が推進し、支部理事会の承認を得て要嘱する。 9 支部理事(支部長本権)に事故等があるときは、支部理事会の矛間を得て、 後任選事に安代することができる。 2 支部役員の任期は2年とする。 2 支部役員の任期は2年とする。 2 支部役員の任期は2年とする。 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 4 政務) 支部長は、支部を代表して業務を統括する。 2 副支部長は、支部長を補依し、支部長に事故等があるときは、支部長があらか じの指名した順序によって、その職務を代行する。 3 支部理事長は、支部長を補依し、支部長に事故等があるときは、支部長があらか じの指名した順序によって、その職務を代行する。 3 支部理事長は、支部理事会を組織し、日常の支部会務を処理する。 4 支部監事は、支部の業務及び会計を監査する。 5 支部部間に対応する。	第10条4項を移 推薦の削除
有 	正会員」という)の候補者の中から遺任する。 2 支部理事の 4分の、以内は、支部正会員中からの公募によることができる。 公募は事前に公告し、応募者の地域、経歴などを支部理事会で書議し、候補者に加えることができる。 3 支部長は、支部理事中より、本部長が指名する。 4 副支部長は、支部理事中より、支部長が指名する。 6 支部号は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部号は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部号は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 6 支部号は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。 「任期) 支部役員の任期は2年とする。 再選を設けないが1期を開ビ上する。 2 支部役員は、任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なう。 3 補欠または増貴により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 「の職務」 支部長は、支部と代表して業務を統括する。 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故等があるときは、支部長があらかしの指名した順序によって、その職務を代行する。 3 支部理事を接し、支部服長を除く)に事故等があるときには、当該理事が支部理事会に後任理事を推慮し、支部理事会の承認を得て、支部理事を後任理事に交代することができる。	第 8 条 (支部役員第 9 条 (支部役員	支部の理事及び監事は、支部総会において、支部会員で本協会正会員(以下「支部 正会員」という)の候補者の中から選任する。 2 支部長は、支部理事中より本協会会長が指名する。 3 副支部長は、支部理事中より、支部理事会の承認を得て要嘱する。 5 支部参与は支部長が推進し、支部理事会の承認を得て要嘱する。 6 支部要もは支部長が推進し、支部理事会の承認を得て要嘱する。 9 支部理事(支部長本権)に事故等があるときは、支部理事会の矛間を得て、 後任選事に安代することができる。 2 支部役員の任期は2年とする。 2 支部役員の任期は2年とする。 2 支部役員の任期は2年とする。 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 4 政務) 支部長は、支部を代表して業務を統括する。 2 副支部長は、支部長を補依し、支部長に事故等があるときは、支部長があらか じの指名した順序によって、その職務を代行する。 3 支部理事長は、支部長を補依し、支部長に事故等があるときは、支部長があらか じの指名した順序によって、その職務を代行する。 3 支部理事長は、支部理事会を組織し、日常の支部会務を処理する。 4 支部監事は、支部の業務及び会計を監査する。 5 支部部間に対応する。	第10条4項を移 推薦の削除

支部規定変更の件

現 行 規 定	改定案	説明
(支部総会) 第11条 支部総会は、通常総会及び臨時総会とする。 2 総会は支部会員をもって構成する。 3 通常総会は次の各一に該当する場合に開催する。 (1)支部長が必要と認めたとき (2)支部軍事が必要と認めたとき (2)支部軍争が必要と認め、招集の請求があったとき (3)支部正会員の10分の1以上から、会議の目的を記載した書面により請求があったとき (4)支部軍事が必要と認め、招集の請求があったとき (4)支部軍事から、支部の業務または会計の執行の不整についての報告のため 招集の請求があったとき	(支部総会) 第11条 支部総会は、通常総会及び臨時総会とする。 2 総会は支部会員をもって構成する。 3 通常総会は毎年1回開催する。 4 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1)支部長が必要と認めたとき (2)支部理事が必要と認めたとき (2)支部理事が必要と認め、招集の請求があったとき (3)支部正会員の10分の1以上から、会議の目的を記載した書面により請求があったとき (4)支部監事から、支部の業務または会計の執行の不整についての報告のため 招集の請求があったとき	
(総会の招集) 第12条 支部総会は支部長が招集する。支部長は前条第4項(2)(3)(4)号の請求があった 場合には、請求の日から30日以内に臨時報会を招集しなければならない。 2 総会を招集するときは、会額の日時、場所及び電議事項を、支部会員に7日前 までに通知しなければならない。この通知は、会誌「建築設備士」への掲載に よって代行することができる。	(総会の招集) 第12条 支部総会は支部長が招集する。支部長は前条第4項(2)(3)(4)号の請求があった 場合には、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 2総会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を、支部会員に7日前 までに通知しなければならない。この通知は、会誌「建築設備士」への掲載に よって代行することができる。	
(総会の細目) 第15条 支部総会の議長は、その総会において、出席した支部正会員の中から選出する。 2 支部総会の議事は、出席した支部会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。 3 支部総会の議事録は、議長及びその会場において支部正会員の中から選任された 議事録署名人2名が、署名語印をする。	(総会の細目) 第13条 支部総会の議長は、その総会において、出席した支部正会員の中から選出する。 2 支部総会の議事は、出席した支部会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。 3 支部総会の議事録は、議長及びその会場において支部正会員の中から選任された 議事録者名人2名が、署名捺印をする。	
(支部理事会) 第14条 支部理事会は、支部理事をもって構成する。 2 支部理事会は、次の事項を決議する。 (1)支部総会に付議すぐき事項 (2)支部総会で決議した事項の執行に関する事項 (3) その他、会務に必要に事項 3 支部理事会は、支部長が必要と認めたときに行い、支部長が招集する。 4 支部理事会は、支部長が必要と認めたときに行い、支部長が招集する。 4 支部理事会の 選手は、支部長が当たる。 遠率は出床支部理事の過半数をもって 決し、可否問数のときは議長の決するところによる。 6 支部長が必要と認めた事項については、インターネット等による電子会議または書面 (電子メールをむ)により、支部理事会の過半数を持って決議することができる。 7 前項の決議事項は、支部長が整ちる。 8 支部長が必要と認めたときには、支部理事会に支部顧問、支部参与、支部代議員 の出席を求めることができる(拡大支部役員会)	(支部理事会) 第14条 支部理事会は、支部理事をもって構成する。 2支部理事会は、次の事項を決議する。 (1)支部総会に付請すべき事項 (2)支部総会に付請すべき事項 (3)るの他、会称に必要な事項 3支部理事会は、支部長が必要と認めたときに行い、支部長が招集する。 4支部理事会は、支部長が必要と認めたときに行い、支部長が招集する。 4支部理事会の職事は、出版した支部理事の選半数をもって決し、可否問数の上きは 職長の戻するところによる。 5支部長が必要と認めた事項については、インターネット等による電子会議または書面 (電子メール含む)により、支部理事の選半数を持って決議することができる。 6前項の決議事項は、支部理事会にて報告しなければならない。 7支部長が必要と認めたときには、支部理事会に支部期間、支部参与、支部代議員 の出席を求めることができる(拡大支部役員会)	定足数規定の削除 職長選任の削除
(支部の運営) 第1:条 支部には、支部総会及び支部理事会で決議した事項の処理や活動のため、支部 理事会の承認を得て部会・委員会を設置、または廃止することができる。 2 部会・委員会には、活動の円滑を図るため部会長または委員長を置く。 部会長または委員長は支部理事中より互選し、支部長が任命する。	(支部の運営) 第15条 支部には、支部総会及び支部理事会で決議した事項の処理や活動のため、支部 理事会の承認を得て部会・委員会を設置、または廃止することができる。 2部会・委員会には、活動の円滑を図るため部会長または委員長を置く。 部会長または委員長は支部理事中より互選し、支部長が任命する。	
(支部の経費) 第16条 支部の経費は、本協会からの交付金、支部の行う事業収益、支部が受ける寄付及び 利息をもって当てる。	(支部の経費) 第16条 支部の経費は、本協会からの交付金、支部の行う事業収益、支部が受ける寄付及び 利息をもって当てる。	
(事業年度) 第17条 支部の事業年度は、4月1日に始まり翌3月31日までとする。	(事業年度) 第17条 支部の事業年度は、4月1日に始まり翌3月31日までとする。	
(財産管理等) 第18条 支部の財産管理は、支部理事会の承認を得て、支部長が管理する。	(財産管理等) 第18条 支部の財産管理は、支部理事会の承認を得て、支部長が管理する。	
(事業計画及び予算) 第15条 支部の事業計画及び予算は、支部長が事業計画案及び収支予算案を作成し、 支部総会において議決する。 2 支部長は、前項の予算成立の日まで前年度予算に準じて会務に必要な収入、 支出を執行することができる。	(事業計画及び予算) 第19条 支部の事業計画及び予算は、支部長が事業計画業及び収支予算業を作成し、 支部総会において議決する。 2支部長は、前項の予算成立の日まで前年度予算に準じて会務に必要な収入、 支出を執行することができる。	
(事業報告及び決算) 第2c条 支部の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、支部長が事業報告書、収支決算書、 貸借対照表及び財産目録等を作成し、支部監事の監査を受け、支部総会で決議する。	(事業報告及び決算) 第20条 支部の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、支部長が事業報告書、収支決算書、 賃借対照表及び財産目録等を作成し、支部監事の監査を受け、支部総会で決議する。	
(報 告) 第21条 支部長は支部総会終了後、前年度の事業報告書、収支決算書及びに当該年度の 事業計画書、収支予算書及び役員名簿を、本協会理事会に報告する。	(報 告) 第21条 支部長は支部総会終了後、前年度の事業報告書、収支決算書及びに当該年度の 事業計画書、収支予算書及び役員名簿を、本協会理事会に報告する。	
(補 足) 第22条 支部規定の変更は、支部総会の議決を経て行う。 2 この規定に定めるもののほか、運営に必要な事項は支部長が支部理事会の議決を 経て定める。	(補 足) 第22条 支部規定の変更は、支部総会の議決を経て行う。 2この規定に定めるもののほか、運営に必要な事項は支部長が支部理事会の議決を 経て定める。	

(一社)建築設備技術者協会近畿支部

ホームページアドレス http://jabmee-kinki.com/

事務局 住所 〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC/ITM 棟 11F

TEL 06-6612-8858 FAX 06-6616-7098

E-mail info@jabmee-kinki.com